### 代用有価証券の掛目の変更に伴う

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

### I. 改正趣旨

代用有価証券の代用価格算出のために時価に乗ずべき率について、直近の市場実勢を踏ま えた水準に見直しを行うこととし、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプショ ン取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

### Ⅱ. 改正概要

- 時価に乗ずべき率の見直し
  - ・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗 | ・ 先物・オプション取引 じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行 う。

## (備 考)

- に係る取引証拠金等に 関する規則 別表
- ・業務方法書の取扱い 別 表第1

## Ⅲ. 施行日

2015年7月6日から施行する。

以 上

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

- 1. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則
- 2. 業務方法書の取扱い

## 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

# 別表

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

新

### 1 (略)

2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価詞	証券の種類	時価	時価に乗ずべき率
	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該 参考の 値 平均 値 平 で の の で の の の の の の の の の の の の の の の	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本版替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間1年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の96 f 残存期間30年超30年以内のもの 100分の96 a 残存期間30年超のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の93
国債証券	売買参考統計値に 参考されの 一覧表もの金融に 一般である では では では では では では では では では では では では では	金融商別 (注1) (注2) (注2)	ものの98 b 残存期間1年超5年以内の98 c 残存期間1年超10分の98 c 残存期間1年超20分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (3)分離派本振替国債をの 100分の98 b 残存期間1年超5分離 表接存期間1年超5分の98 b 残存期間1年超5分の98 c 残存期間1年超5分の98 c 残存期間1年超5分の97 d 残存もの 100分の97 d 残存もの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内の5度 残存期間10年超30年以内の95 e 残存期間 10年超30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年30年3

### 別表

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

旧

- 1 (略)
- 2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価語	証券の種類	時価	時価に乗ずべき率
	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売買計を 参考統う 値 平均値	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間 1年以内のもの 100分の99 b 残存期間 1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間 5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間 10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間 20年超30年以内のもの 100分の96 f 残存期間 30年超のもの 100分の95 f 残存期間 30年超のもの 100分の95 f 残存期間 30年超のもの 100分の93
国債証券	売買参考統計値にいち品で で変数を変更を表しい。 を表ものの所にれている。 もののが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	金融商品所 (注1) (注3) (注4) (注2)	ものの98 b 残存期間1年超5年以内の98 c 残存期間1年超20分の98 c 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (3)分離元本振替国債 a 残存期間1年以内の分の98 b 残存期間1年起50分の98 b 残存期間1年超50分の98 c 残存期間1年超50分の98 c 残存期間1年超20年以内の57 d 残存のもの 100分の97 d 残存のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間20年超30994 f 残存期間30年超のの90

1			
政債 金取行 解 融引会 品施。	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売買 参考統 値の の値 平均値	(1)残存期間1年以内のもの 100分の 98 (2)残存期間1年超5年以 内のもの 100分の 98 (3)残存期間5年超10年 以内のもの 100分の
取行条に債る券の定券円(注3)のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのででです。 ( ) では (	売買参考統計値 が発表されてい ない内のの高い 国内引のにおいる 上場されている もの	金融商品 取 引 所 (注1) における 最終価格 (注2)	(4)残存期間 1 0年超 2 0 年以内のもの 1 0 0 分の 9 5 (5)残存期間 2 0年超 3 0 年以内のもの 10 0 分の <u>9 3</u> (6)残存期間 3 0年超のも の 1 0 0 分の 9 2
(略)			
	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売売 売 で 変 考 が が 値 平 均 値 平 り う 値 の り 値 の も し る も う も も も も も も も も も も も も も も も も も	(1)残存期間1年以内のもの 100分の 98 (2)残存期間1年超5年以 内のもの 100分の 98 (3)残存期間5年超10年
地方債証券(注3)	売買参考統計値 が発表されてう を を を を の の の の の の に お い り 引 引 う さ れ て り る の を に い る の る に に い る に る に る に る に る と し る と し る と し る と る と る と る と る と る	金融商品所 (注1) (注2) (注2)	以内のもの 100分の 97 (4)残存期間10年超20年以内のもの 100分の 95 (5)残存期間20年超30年以内のもの 100分の 93 (6)残存期間30年超のもの 100分の 92
(略)			

(注) 1. ~5. (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年7月6日から施行する。

(略) (注1) (注1) (注1) (注1) (注1) (注1) (注1) (注1	政債 金取行条に債る券府券 融引令の定券円(保 商法第1めで貨3によりでは3	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の 売買参考統計値 が発表されてい	当参値の 売続うの値 で で の の の の の の の の の の の の の の の の の	(1)残存期間1年以内のもの 100分の 98 (2)残存期間1年超5年以 内のもの 100分の 98 (3)残存期間5年超10年 以内のもの 100分の 97 (4)残存期間10年超20 年以内のもの 100分の 95 (5)残存期間20年超30 年以内のもの 100分の
が売買参考統計値を発表するもの 2 (1)残存期間1年以内のもの 100分の 9 8 (2)残存期間1年超5年以内のもの 100分の 9 8 (3)残存期間5年超10年 以内のもの 100分の 9 7 (4)残存期間10年超20年以内のもの 100分の 9 7 (4)残存期間10年超20年以内のもの 100分の 9 5 (5)残存期間20年超30年以内のもの 100分の 9 5 (5)残存期間20年超30年以内のもの 100分の 9 5 (6)残存期間30年超のも 100分の 9 4 (6)残存期間30年超のも 2 (6)残存期間30年超の4 (6)残存期間30年超初4 (6)残存期間30年超の4 (6)	(略)	取引所において 上場されている	における 最終価格	の 100分の
券(注3) (4)残存期間10年超20年以内のもの 100分の95 (5)残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 (5)残存期間20年超30年以内のもの 100分の100分の100分の100分の100分の100分の100分の92		が売買参考統計 値を発表するも	参考統計 値のうち	98 (2)残存期間1年超5年以 内のもの 100分の
1		が発表されてい ないもののうち 国内の金融商品 取引所において 上場されている	取 引 所 (注1) における 最終価格	97 (4)残存期間10年超20 年以内のもの 100分の 95 (5)残存期間20年超30 年以内のもの 100分の 94 (6)残存期間30年超のもの 100分の

(注) 1. ~5. (略)

3 (略)

## 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

別表第1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

新

1 業務方法書第16条第3項及び第4項、第52 条第2項及び第3項並びに第70条第2項及び 第3項に定める当社が適当と認める有価証券の 種類並びに当社が定める時価及び率は以下のと おりとする。

有価調	証券の種類	時価	時価に乗ずべき率
	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売 売 続 部 の 値 平 均 値 平 ち 値 の を も の も し る も る も も も も も も も も も も も も も も も	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間 1 年以内のもの 100分の99 b 残存期間 5 年超10年以内のもの 100分の99 c 残存期間 1 0 年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間 2 0 年超30年以内のもの 100分の96 e 残存期間 3 0 年超30年以内のもの 100分の96 e 残存期間 3 0 年超のの93 (2)変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のり3
国債証券	売買発表される 変表されの耐力 参表されの所されている はいち品でる	金融商品所 (注2) (注2)	の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 (3)分離元本振替国債 a 残存期間1年以内のもの 98 b 残存期間1年以内のもの 98 k 存列間5年起10分の98 c 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超30年以内のもの 100分の95 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超30年以内の95 f 残存期間30年超30年以内の95 f 残存期間30年超30年以内の95 f 残存期間30年超30年以内の95 f 残存期間30年超30年30月30日の90

旧

#### 別表第1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

1 業務方法書第16条第3項及び第4項、第52 条第2項及び第3項並びに第70条第2項及び 第3項に定める当社が適当と認める有価証券の 種類並びに当社が定める時価及び率は以下のと おりとする。

有価語	証券の種類	時価	時価に乗ずべき率
	日本証券業協会 が売買参表する 値を発表 の	当該考の 売統 の 値 平 り 値	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超30年以内の95 c 残存期間30年超30年以内のもの 100分の95 c 残存期間30年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超のの93
国債証券	売買発統計で 一定発表されて で発表ものの では では では では で で で で で で の の に お い の の に れ て う で れ て う に れ て う に れ て る に れ て る と も る と も る と る と も る と る と る も る も る	金融商品 取 引 1) にお 4 にお 4 (注 2)	の98

政債 金取符 融引品施	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売買 参考統計 値のうち 平均値	(1)残存期間1年以内のもの 100分の 98 (2)残存期間1年超5年以内のもの 100分の 98 (3)残存期間5年超10年 以内のもの 100分の 97
行条に債る券(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	売買参考統計値 が発表されてい ないののうち 国内ののにおいて 上場されている もの	金融商品所 (注1) (注3) (注4) (注2)	(4)残存期間10年超20 年以内のもの 100分の 95 (5)残存期間20年超30 年以内のもの 100分の <u>93</u> (6)残存期間30年超のも の 100分の
	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売買計 を 値の が 値 平均 値	(1)残存期間1年以内のもの 100分の 98 (2)残存期間1年超5年以 内のもの 100分の 98 (3)残存期間5年超10年
地方債証券(注3)	売買参考統計値が発表されている を取りの所にないのの所にないる を記しましましましました。 を記している。 をこしている。 をこしてい。 とこしている。 とこしている。 とこしている。 をこしている。 をこしている。 とこして。 とこして。 とこして。 とこして。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	金融商品取 引 (注1) (注1) にお価格 (注2)	以内のもの 100分の 97 (4)残存期間10年超20 年以内のもの 100分の 95 (5)残存期間20年超30 年以内のもの 100分の <u>93</u> (6)残存期間30年超のも の 100分の 92
(略)			

(注) 1. ~5. (略)

 $2 \sim 8$  (略)

付 則

この改正規定は、平成27年7月6日から施行する。

政債 金取行 府券 融引令 品施2	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売買計 を を 値の 値 平均値	(1)残存期間1年以内のもの 100分の 98 (2)残存期間1年超5年以内のもの 100分の 98 (3)残存期間5年超10年 以内のもの 100分の 97 (4)残存期間10年超20
行条に債る券(1 は 3 )	売買参考統計値 が発表されてう 国内のの 国内 明所に 上場 もの	金融商品 取 引 所 (注 1) におけ価名 (注 2)	年以内のもの 100分の 95 (5)残存期間20年超30 年以内のもの 100分の 94 (6)残存期間30年超のも の 100分の 92
	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当該売買計 参考が 値 平均値	(1)残存期間1年以内のもの 100分の 98 (2)残存期間1年超5年以 内のもの 100分の 98 (3)残存期間5年超10年
地方債証券(注3)	売買参考統計値 が発されてう商いないの所されてう商いないの所されている もののにおいる もの	金融 高 品 所 (注 1 ) にお 価格 (注 2 )	以内のもの 100分の 97 (4)残存期間10年超20 年以内のもの 100分の 95 (5)残存期間20年超30 年以内のもの 100分の 94 (6)残存期間30年超のも の 100分の 92

(注) 1. ~5. (略)

 $2 \sim 8$  (略)